

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和8年7月）

特定事業主名： 北千葉広域水道企業団

I 職員の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.1%
全職員	78.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	役職名	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	部長・理事・次長 参事・技監	- %
課長相当職	副参事・副技監・主幹	99.4%
課長補佐相当職	副主幹	- %
係長相当職	主査	- %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31～35年	- %
26～30年	101.5%
21～25年	- %
16～20年	- %
11～15年	87.1%
6～10年	86.7%
1～5年	86.2%

【説明欄】

- 短時間勤務職員については、常勤職員の所定勤務時間をもとに人数換算を行っている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員については、会計年度任用職員（パートタイム）の88%が女性のため差異への影響が大きい。
- 次の区分については、女性職員がいないため「－」で表記している。
 - 役職段階別職員区分「部局長・次長相当職」、「課長補佐相当職」
 - 勤続年数別職員区分「36年以上」、「21～25年」
- 次の区分については、女性職員が1人のため「－」で表記している。
 - 役職段階別職員区分「係長相当職」
 - 勤続年数別職員区分「31～35年」、「16～20年」

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 3 月 3 1 日時点）

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	18%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 3 月 3 1 日時点）

役職段階	役職名	令和 7 年度
部局長・次長相当職	部長・理事・次長 参事・技監	0%
課長相当職	副参事・副技監・主幹	25%
課長補佐相当職	副主幹	0%
係長相当職	主査	22%

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	100%
女性	- %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	- %
女性	- %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	- %	- %	- %	- %
1 週間以上 2 週間未満	- %	- %	- %	- %
2 週間以上 1 月以下	- %	- %	- %	- %
1 月超 3 月以下	- %	- %	- %	- %
3 月超 6 月以下	100%	- %	- %	- %
6 月超 9 月以下	- %	- %	- %	- %
9 月超 12 月以下	- %	- %	- %	- %
12 月超 24 月以下	- %	- %	- %	- %
24 月超	- %	- %	- %	- %

【説明欄】

取得対象職員がいない場合は、該当区分に「－」で表記している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
一般職員	10 時間／月
会計年度任用職員	1.6 時間／月